

令和3年瑞穂町農業委員会12月総会

令和3年12月23日、令和3年瑞穂町農業委員会12月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番 村山正信 2番 山田明弘 3番 青木一幸 4番 榎本雄一
5番 坂田敬一 6番 長谷部冬樹 7番 清水正久 8番 榎本和夫
9番 榎本勝昭 10番 臼井順央 11番 栗原 始 12番 上野 勝
【欠席】

農地利用最適化推進委員

池田幸司 関谷博明 西村一彦
【欠席】 【欠席】

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長 長谷部 康行 農政係長 田中 悠也
(事務局長) (書記)
農政係 飯野 都佳紗

日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 諸報告
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 30 分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 3 年瑞穂町農業委員会 12 月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、1 番委員の村山 正信さんと 2 番委員の山田 明弘さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。こちらの議案は前回の総会で継続審議となったものであり、譲受人の現在の耕作地や営農計画について調査後、審議を行うこととなっております。その調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

1 番委員 (村山 正信 君) 柿を約 300 本栽培する計画とありますが、収穫できるまでに相当時間がかかりますが、その間の管理はどうする計画でしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) 計画図では、柿以外のものを空いてるスペースに植える計画はないため、収穫できるまでの間は樹木の管理だけでなく、空いているスペースの除草も含めて全てを管理するという認識です。調査報告のとおり、将来的に 300 本植える計画であるとのこと。

7 番委員 (清水 正久 君) 川越市での耕作状況を拝見したところ、耕作ではなく耕うんとなっているところが 17 筆とかなり多いと思います。今回の申請地ではなく、川越市の耕作していない所有農地で柿の栽培をした方が効率的なのではないかと思います。

事務局 (田中 悠也 君) 聞き取り調査を行った段階では、現在所有している農地で柿を植えるという話はありませんでした。

7 番委員 (清水 正久君) 資産目的などを考えているのでは、という疑いもよぎってしまうのですが、事務局としてはどのように考えていますか。

事務局 (田中 悠也 君) 農地法 3 条 2 項に定められている、全てについて効率

的に利用して耕作するというのは、効率的な利用をせず、保有だけのために権利を取得するという、資産目的での権利取得を防止するための意味もあるという認識でいますが、資産目的の可能性があるので却下というのは、農地法の基準としてはあてはまらないという認識です。

6 番委員 (長谷部 冬樹 君) 米の販売は農協と自己販売とあり、柿の販売計画はネットと量販店というのがありますが、具体的に販売する相手は決まっているのでしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) 具体的に販売する相手の話は確認しておりません。

6 番委員 (長谷部 冬樹 君) これまでの3条等で新しく農地を取得する申請人は直売所に出す量を増やすなどの計画がありました。今回、全く新しい販売方法で計画が決まっていないというのは、販売する可能性があるかわからない状態です。柿が収穫できるようになるまでの数年で計画を立てていくということなのでしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) 確認はしておりませんが、販売ができる数年の間で計画を立てていくものだと思います。

1 番委員 (村山 正信 君) 柿の苗を300本植えるというだけでも相当な時間がかかるのではないかと思います。植付の計画についてはどうなっているのでしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) 現地調査の中では、まずは100本植えて様子を見るということでした。来年の10月頃に申請地のうち一か所にまとめて50本と、その他50本を残った土地に均等に植え、その中で成長が良好な箇所への植付を増やしていくとのことでした。最初に植える苗100本については確保しているとのことでした。

3 番委員 (青木 一幸 君) 柿の栽培方法について、近隣の栽培農家から教わるということですが、近隣で柿をしている農家さんがいるのでしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) 現地調査で聞いた内容ですと、近隣に柿を栽培している農家さんがいるので、その方から教わるということでした。教わりながら栽培していきたいとのことでした。

8 番委員 (榎本 和夫 君) この案件が否決になった場合、今後同じ土地で案件が上がることはあるのでしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) もし否決となった場合、まずはその通知を送ります。それでも譲渡人が売買したい希望がある場合は、同じ譲受人で計画を変更して再び申請する、全く別の方が譲受人となるなど、色々な可能性があります。現時点では分かりません。また、譲渡人が売買を希望するが、あてがな

い場合などは農地中間管理機構や農業委員会が、農地を購入したい農家の間に入ることは考えられます。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はありませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号1農地法第3条の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手少数

議長 (上野 勝 君) 挙手少数により、本件は否決いたします。

続きまして、議案第2号、番号1農地法第5条の規定による許可申請についての議題に入りますが、申請人の栗原委員は議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(栗原委員 退席)

議長 (上野 勝 君) それでは、本件について事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、譲受人〇〇、譲渡人〇〇、転用目的資材置場。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第2号、番号1農地法第5条の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。それでは、栗原委員に入室をお願いいたします。

(栗原委員 入室)

議長 (上野 勝 君) 続きまして、議案第3号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の

所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第3号、番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第3号番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての議題に入りますが、申請人の榎本和夫委員は議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(榎本委員 退席)

議長

(上野 勝 君) それでは、本件について事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 3 号、番号 3 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。それでは、榎本委員に入室をお願いいたします。

(榎本委員 入室)

議長 (上野 勝 君) 続きまして、議案第 3 号番号 4 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 3 号、番号 4 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君)報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君)以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君)報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請者〇〇、転用理由住所用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請者〇〇、転用理由駐車場。以上です。

議長 (上野 勝 君)以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君)報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、権利〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君)以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。

た。これにて、令和3年瑞穂町農業委員会12月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 3時10分